

日本ミニサッカー連盟普及事業部規約（案） 原案作成 深田

第1章 総則

- 第1条 本部門は、日本ミニサッカー連盟普及事業部と称する。
- 第2条 本部門の組織運営は、この規約に基づいて行うものとする。
- 第3条 本部門の事務所は、東京都におく。

第2章 目的および事業

- 第4条 本部門は、日本ミニサッカー連盟のミニサッカー普及にかかわる諸業務を専門的に推進し、サッカー系の多様な運動要求に奉仕することを目的とする。
- 第5条 本部門は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 ミニサッカー（8人制）、ガーデンフットボール（6人制）、サロンフットボール（室内5人制）、インドアサッカー（室内6人制）、ソフトサッカー（幼児向け）等の各種競技の情報提供および普及指導に関すること。
 - 2 ミニサッカーに関する各種競技会および研修会の開催に関すること。
 - 3 ミニサッカーの研究に関すること。
 - 4 普及指導員の養成に関すること。
 - 5 都道府県市町村のミニサッカー組織の育成指導に関すること。
 - 6 ミニサッカー施設および用品用具の開発と認定に関すること。
 - 7 その他本部門の目的を達成するために必要な事業。

第3章 役員

第6条 本部門に、次の役員をおく。

- 1 部長 1名
- 2 副部長 若干名
- 3 事務局長 1名
- 4 指導委員長 1名
- 5 事業委員長 1名
- 6 運営委員 10名以内

第7条 前条に定める各役員を選出方法は、次の各号による。

- 1 部長、指導委員長、事業委員長は、運営委員会の互選により推薦する。
- 2 副部長、事務局長については、部長の指名により運営委員会が

承認する。

3 運営委員は、運営委員会で選出する。

第8条 本部門の各役員は、次の各号に定める職務の責を負う。

1 部長は、本部門の代表責任者として諸業務を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し部長事故あるときはこれを代理する。

3 事務局長は、部長を補佐し運営委員会の決議にもとづき日常の業務に従事する。

4 指導委員長および事業委員長は、部長を補佐し運営委員会の決議にもとづき専門的諸業務を遂行する。

5 運営委員は、運営委員会を組織して本部門の業務を議決し執行する。

第9条 本部門の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

1 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 役員は、任期満了後でも前任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第10条 本部門に、次の名誉役員をおくことができる。名誉役員は、運営委員の推薦により部長が委嘱する。

1 顧問 若干名

2 参与 若干名

第11条 名誉役員は、本部門の運営に関して意見を具申することができる。

第4章 運営委員会

第12条 運営委員会は、必要に応じて部長が召集する。

1 運営委員会に付議する事項は、あらかじめ各役員に通知しなければならない。

2 運営委員会の議長は、部長とする。

3 運営委員会の議事は、出席役員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 事務局および専門委員会

第13条 本部門の事務を処理するため、事務局をおく。

1 事務局に職員をおき、部長が任免する。

2 職員は、有給であることを原則とする。

3 事務局に関する規定は、別に定める。

第14条 本部門に、附属機関としての専門委員会をおくことができる。

1 専門委員会の組織と運営に関する規定は、別に定める。

第6章 会計

第15条 本部門の経費は、次の収入をもつてあてる。

1 補助金

2 寄附金および賛助金

3 事業収入

4 その他の収入

第16条 本部門の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。

第7章 規約の変更

第17条 本規約は、運営委員会において役員現在数（名誉役員は除く）の各々3分の2以上の賛成を得て変更できる。

附 則

第1条 本規約は、昭和58年2月 日から施行する。

(1983)